

農業機械および農業生産

施設整備経費の一部を補助

農業の生産性の向上および効率化を図ることにより、農地集積を推進するため、生産組織などが行う農業機械および農業生産施設整備に対し、予算の範囲内で購入に要する経費の一部を補助します。

補助の対象は、農家3戸以上の農業者で組織する団体および農業を営む法人で、生産調整を達成している団体・法人です。

■補助率（消費税を除く）

補助対象経費	農地集積目標区分	補助率
農業機械などの購入 および 農業生産施設整備に 要する経費	10ヘクタール以上	30%以内
	5ヘクタール以上	20%以内
	10ヘクタール未満	10%以内
	1ヘクタール以上 5ヘクタール未満	

今年度は、昨年度に実施した

事業仕分けの結果を踏まえ、要綱の一部を改正しました。これにより、農業機械等購入事業および農業生産施設整備事業共に、農地集積目標区分に応じた補助率になります。なお、目標

盗難・不審者にご注意ください

市内で、貨物自動車・トラックターなどの盗難事件が多発しています。

被害にあわないために、カギかけはもちろんのこと

①車体や駐車場に大きな音の出る警報機や人感センサーライトを複数設置する（光と音で警告しましょう）

②GPS装置の取り付け（万が一、盗まれても戻ってくる可能性があります）

③盗難防止器具の取り付け
など二重三重の防犯対策が重要です。

また、市内やその周辺で不審者による被害が発生しています。不審者は、あなたの一瞬のスキを狙っています。被害にあわないために、防犯ブザーの携

の期間については、5年間の計画となります。

■申請場所

谷和原庁舎産業経済課

■申請期限

8月2日(金)

■申請 谷和原庁舎産業経済課

☎ 58・2111（内線8157）

農振除外申請期間のお知らせ

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要です。

市では、農用地区域内農地の除外申請を次のとおり受け付けます。転用事業計画のある方は、受付期間内（期限限定）に申請願います。

または不備などがある場合には、それらの修正を行ってからの受け付けすることできませんので、事前に産業経済課までご相談ください。

※土、日、祝日は除く

■8月受付期間 8月1日(木)から8月30日(金)まで
■12月受付期間 12月2日(月)から12月27日(金)まで

身近なみどりの整備・保全の提案募集

住民の身近な安らぎの場や美しい景観の維持など、多くの公益的機能をもつ平地林や里山林が開発や管理放棄などにより、

減少と荒廃が進んでいます。そこで市と県では、平成20年度から茨城県が導入した「森林湖沼環境税」を活用し、森林所有者や森林ボランティアの提案を受け、自然体験活動を行うための森林の整備または通学路・

市農業再生協議会事務所を移転

これまで、市農業再生協議会では、JA茨城みなみの旧三島支所を事務所として業務を行っていましたが、7月1日(月)より、次のとおり事務所を移転します。ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いたします。

茨城南部支所

■移転先電話番号：☎58・5747（従前の電話番号と変更ありません）

詳しくは、お問い合わせください。

■移転場所：中平柳336・1（茨城県みなみ農業共済組合旧

58・2111（内線8157）

58・2111（内線8153）

市と森林所有者などにおいて、10年間の森林の維持・保全に関する協定を結びます。